



災害時の協力に関する協定書

吉野川市（以下、「甲」という。）と四国電力株式会社（以下、「乙」という。）とは、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、吉野川市において大規模地震及び台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、市民の生活を維持するとともに安全を確保するため、迅速かつ円滑な電力復旧を図ることを目的とする。

（災害情報の提供）

第2条 甲及び乙は、吉野川市内で災害が発生した場合、相互に迅速な災害情報の提供に努めるものとする。

（電力の復旧）

第3条 乙は、災害により吉野川市で大規模な停電が発生した場合は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら防災拠点施設及び避難所等への電力復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力復旧における電源車等の使用については、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第4条 甲は、災害により管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたす場合は、当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

2 乙が電力復旧のための仮設電柱その他電力供給設備を新たに市道内へ道路占用申請する場合において、甲は、道路法その他関係法令に反しない範囲において道路占用許可手続きを簡素合理化するように努めるものとする。

3 甲は、電力の復旧作業に必要な資材置き場、電源車の駐車場及びヘリポート等の確保について、乙から甲の所有する施設、庁舎等の使用について要請があった場合は、これに協力するよう努めるものとする。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定の定めについて疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 25 年 5 月 31 日

甲 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1

吉野川市長 川 真 田 哲 哉



乙 徳島県徳島市寺島本町東2丁目29

四国電力株式会社
常務執行役員 徳島支店長 岡川 和彰

